

## 市第 114 号議案

## 青少年施設の指定管理者の指定

次のように青少年施設の指定管理者を指定する。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市青少年交流センター及び横浜市青少年育成センター	中区住吉町 4 丁目42番地の 1	公益財団法人よこはまユース 代表理事 三 田 修	平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで（当該期間内に、青少年施設を含めた本市における青少年施策全体のあり方についての検討の結果に伴い、横浜市青少年施設条例第 2 条の規定により休館する場合にあっては、当該休館する日の前日まで）

## 提 案 理 由

横浜市青少年交流センター及び横浜市青少年育成センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）